

改正案	現行
<p>第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>一 売買目的有価証券</p> <p>イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額</p> <p>ロ 当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時における当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあつては最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額</p> <p>（略）</p>	<p>第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>一 売買目的有価証券</p> <p>イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額</p> <p>ロ 当該事業年度の損益に含まれた評価差額</p> <p>（略）</p>